

海外旅行保険 プラス資料・重要事項説明書
(2026/12/1~2027/11/30 補償開始分)

海外旅行保険 プラス

旅に“安心”も携えて



三井住友トラストクラブ
SUMITOMO MITSUI TRUST CLUB

旅行、留学、商用、長期滞在など さまざまな渡航目的に幅広くご利用いただけます。

ご本人、お子様の留学

留学やワーキング・ホリデーをご予定の方には
「留学生プラン」をご用意しております。

詳しくは⇒P.13

長期渡航で保険料を抑えたい

カード付帯保険につなげて保険料を抑えることができます。

詳しくは⇒P.2 下図

急な日程変更に対応

急に帰国日が変更になった場合、
渡航期間の変更を現地からのお電話でも承ります。
短縮の場合は、未経過期間相当分の保険料を返還。
期間の変更に伴う手続きに手数料はいただきません。
※延長をご希望の場合、保険会社の承認が必要となります。内容によりまし
ては、延長できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは⇒P.2 下図

海外での高額治療費が心配

カード付帯保険と組み合わせることで、
補償を大きくすることもできます。
治療・救援費用保険金額無制限タイプもご用意

詳しくは⇒P.2 上図

お電話一本で申し込み完了 英文の保険加入証明書発行

留学や、長期滞在の場合もお電話で申し込み完了。

※海外滞在中の方が他国(日本除く)に渡航される期間のみご加入いただく
ことはできません。
例) 留学先のアメリカからイギリスへ修学旅行に行くため、その旅行期間
のみ加入したい。

カードを持っていない お子様やご両親のみのご加入も

健康告知不要・年齢制限なし
カード会員がご加入の場合、同行者(友人、別居の孫、
従業員など)もご加入いただけます。

※保険料をお支払いいただく方(加入者(お申込人))は、カード会員様に限ります。

詳しくは⇒P.8の下部6

「海外旅行保険 プラス」お申し込み手続きの流れ

Step1

「海外旅行保険 プラス」の資料(P26重要事項説明書を含む)をお読みのうえ、希望するご加入タイプ
をお選びください。以下の場合には申し込みにあたり必要情報があります。
あらかじめご準備ください。

	留 学	ワーキング・ホリデー	その他
6ヵ月以内の 渡航	・学校名	・ワーキングホリデービザ番号	・パスポート番号
6ヵ月超の 長期渡航	・学校名 ・パスポート番号	・ワーキングホリデービザ番号 ・パスポート番号	

ご加入タイプが
決まっていな場合は、
専任スタッフが
ご相談にのります！
ご質問だけでもお気軽に
お電話ください。

Step2

三井住友トラストクラブ 保険グループまでお電話ください。

0120-369-529

月～金 9:00～17:00/土・日・祝・12/30～1/3休
海外からは **81-3-6852-0919**
※コレクトコールをご利用ください。

※電話申し込みはP26重要事項説明書をご確認いただいていることが条件となります。

Step3

お申し込み手続き完了

※お申し込み受付から約1週間後、被保険者証および「海外旅行保険あんしんガイドブック」を当社で登録のご加入者の
ご自宅の住所(国内)にお届けします。

Step4

保険料のお支払い

お手持ちの当社カードに保険料をご請求いたします。

書面でのお申し込み手続きをご希望の方は、お電話でその旨お伝えください。

「海外旅行保険 プラス」は東京海上日動火災保険株式会社「海外旅行保険」の通称です。

ダイナースクラブ ウェブサイトおよびTRUST CLUBカード ウェブサイトでも
ご確認いただけます。

ダイナースクラブ
カード



TRUST CLUB
カード



Point 1

カード付帯保険にプラスして、補償を手厚くすることができます。

カード付帯保険の補償内容と保険金額(例) 2026年8月時点 「※ダイナースクラブカード利用の場合」

傷害死亡・ 傷害後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	救援者費用	賠償責任	携行品損害	疾病死亡	応急治療・ 救援費用	航空機寄託 手荷物	航空機遅延
最高 1億円	300万円	300万円	300万円	1億円	50万円	なし	なし	なし	なし

カード付帯保険(海外旅行傷害保険)の利用条件や補償内容は変更されることがあります。詳細は、ダイナースクラブ ウェブサイトおよびTRUST CLUBカード ウェブサイト「保険サービ
スご利用の手引き」を必ずご確認ください。



お持ちのカード付帯保険に「海外旅行保険 プラス」の補償が上乗せできます。※

「海外旅行保険 プラス」の補償内容と保険金額(例) —A4タイプの場合—

「海外旅行保険 プラス」なら、**疾病死亡**も補償。

治療・救援費用保険金額が無制限のご加入タイプもご用意していますので、治療費が高額になっても安心です。

傷害死亡・ 傷害後遺障害	治療・救援費用*1	賠償責任	携行品損害	疾病死亡	応急治療・ 救援費用	航空機寄託 手荷物	航空機遅延
最高 5,000万円	無制限	1億円	30万円	1,000万円	300万円	3万円	付帯あり*2

*1 傷害治療費用、疾病治療費用および救援者費用を1つの補償項目としてまとめたもの

*2 詳しくはP7の*3をご確認ください。

※海外旅行保険付きクレジットカードをお持ちの方が本プランにご契約される場合、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および疾病死亡保険金等については双
方の保険金の合計額が支払われます。一方、その他の保険金(治療・救援費用、携行品損害、賠償責任等)については実際にかかった費用や損害額がお支払いの
限度となりますので、双方の保険から二重に支払われるものではありません(補償限度額が増えるのみ)。

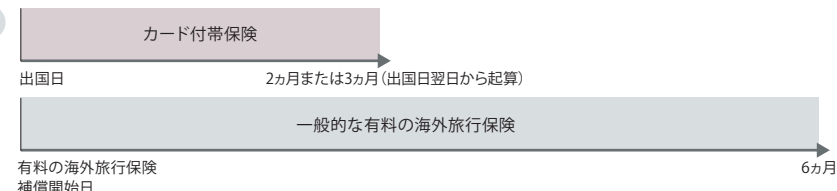
Point 2

海外に長期滞在される場合、保険料を抑えられます。

一般的な海外旅行保険の場合

一般的な有料の海外旅行保険の場合、出国日から補償開始を設定しなければならない商品が多く、カード付帯保険の補償期間と重複
して、補償を上乗せする形で保険をかけることになります。

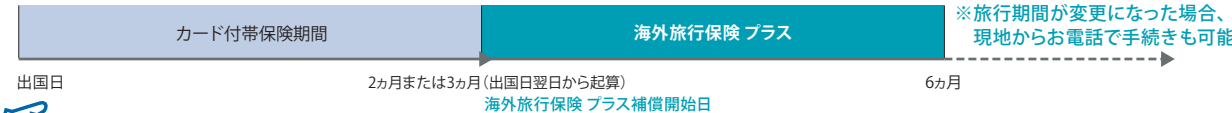
(例) 旅行期間が6ヵ月間の場合



また、補償期間を延長する際、書面の提出や日本にいる代理の方による手続きが必要な場合があります。

「海外旅行保険 プラス」なら

カード付帯保険の補償終了後から最長2年までご契約いただけるため、
留学などの長期渡航では保険料を抑えられます。



延長も短縮も現地からお電話一本
で承ります。期間の変更に伴う手続
きに手数料はいただきません。

〈短縮の場合〉例：帰国日が早まった 未経過期間相当分の保険料を返還。

〈延長の場合〉例：滞在が延長になった 追加となる保険料をカードにご請求。

※延長をご希望の場合、保険会社の承認が必要となります。内容によりまし
ては、延長できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)

海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償がございます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.19～22、24をご確認ください。

① 旅先でのご自身のケガや病気に関する補償

ケガや病気が原因で亡くなった場合

お支払いする 保険金の種類	ケガを原因とする死亡の場合は
	傷害死亡保険金
	病気を原因とする死亡の場合は
	疾病死亡保険金



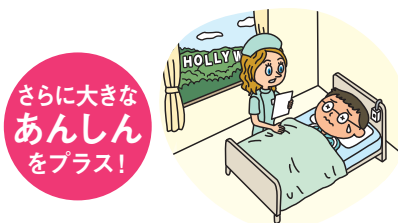
ケガが原因で後遺障害が生じた場合

お支払いする 保険金の種類	傷害後遺障害保険金
------------------	-----------



旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化^{*1}して治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 31日まで ^{*2}
	応急治療・救援費用保険金
※「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。	



さらに大きな
あんしん
をプラス!

海外旅行開始前に渡航先の診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合がございます。本パンフレット P.21～22 もあわせてご確認ください。

ケガや病気が原因で治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救援費用保険金
------------------	------------

保険金額
無制限
タイプを
ご用意



ケガや病気で継続して3日以上入院。ご家族に駆けつけようことになった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救援費用保険金
------------------	------------



^{*1} 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

^{*2} 保険期間 31 日までのご契約でご加入の場合にセッされる特約です。本特約の保険金のお支払い額は、1 回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で 300 万円が限度となります。
なお、旅行日程が延長となり、31 日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセッすることはできません。

② 旅先で他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



他人の物を壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



③ 持ち物に関する補償

旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合

お支払いする 保険金の種類	携行品損害保険金 ^{*3}
	^{*4}
	^{*5}



デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類	携行品損害保険金 ^{*3}
	^{*4}
	^{*5}



※本パンフレットP.21～22もあわせてご確認ください。

^{*3} 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。



^{*4} 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。

^{*5} 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります(保険金額30万円超の場合)。

④ その他の費用に関する補償

航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合

お支払いする 保険金の種類	航空機寄託手荷物保険金 ^{*6}
------------------	---------------------------



航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合

お支払いする 保険金の種類	航空機遅延保険金 ^{*7}
------------------	------------------------



※本パンフレットP.21～22、24もあわせてご確認ください。

^{*6} 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。

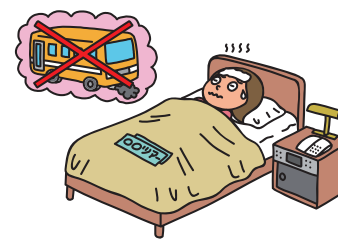
^{*7} 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

^{*8} 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセッした場合は保険期間6か月までのお引受けが可能です。

〈保険期間が3か月までのお客様向け〉補償を追加するオプション

急な事情によって、出国前に海外旅行をキャンセルした場合

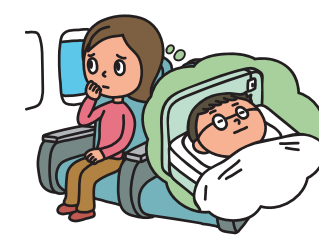
お支払いする 保険金の種類	保険期間 3か月まで
	旅行変更費用保険金(出国中止費用)



〈保険期間が3か月まで^{*8}のお客様向け〉補償を追加するオプション

旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 3か月まで ^{*8}
	旅行変更費用保険金(中途帰国費用)



〈保険期間が3か月超のお客様向け〉補償を追加するオプション

配偶者が危篤で、旅行中に急きょ一時帰国した場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 3か月超
	緊急一時帰国費用保険金



海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)で受け付けいたします。

日本語で対応*2

24時間/年中無休

※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および東京海上日動Webサイトをご確認ください。

※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。

※当社はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、当社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

※サービス内容は変更・中止となる場合があります。

*1 「主たる旅行先」が海外から日本のご契約または保険の対象となる方が日本ご滞在中の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。

*2 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供します。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんので予めご了承ください。

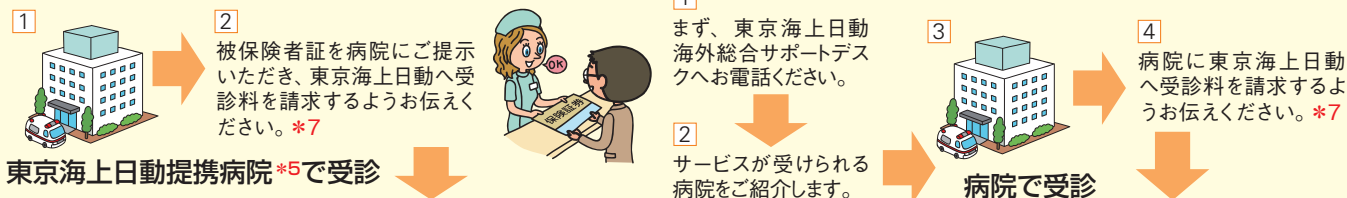
①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス 対象 被保険者証をお持ちのご旅行者(被保険者(保険の対象となる方))

何かと心配な海外での病院受診時にお客様をお守りします!

キャッシュレス・メディカル・サービス*3 *4

東京海上日動提携病院*5で受診

左記以外の病院*6で受診



病院の窓口で受診料をお支払いいただく前に受診終了!

(上記のいずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。また、サービス内容は変更・中止となる場合があります。)

※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

*3 疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金*8に関するご注意

キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

*4 治療にかかる費用が少額の場合は病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。

*5 東京海上日動提携病院とは、東京海上日動が提携している世界90都市以上の約260の病院をいいます。主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

*6 東京海上日動への受診料請求を了した病院に限りです。

*7 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、東京海上日動へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。

*8 本パンフレットP.21~22記載の「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金」をいい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中にその症状が急激に悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもございます。

病人・ケガ人の移送の手配



救援者の渡航手続き、ホテルの手配



※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

②緊急医療相談サービス

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。



※本サービスは電話によったいただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただきます。医療行為はご提供しません。

※ご出国前および帰国後の日本からのご利用はできません。

※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。

③トラベルプロテクト

対象 被保険者証をお持ちのご旅行者(被保険者(保険の対象となる方))

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。なお、ご出国前および帰国後の日本からのご利用はできません。このサービスは、東京海上日動の委託先を通じて、ご提供いたします。

困った ホテルでトラブルが発生した。でもフロントにうまく伝えられない

電話による通訳

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。



手数料無料

43か国語に対応(2026年8月現在)
※ご希望される言語により、四者通話にてサービス提供させていただきますことがあります。

困った ホテルの予約方法がわからない! どうしよう!



ホテル・航空券に関するサポート

手数料無料

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。情報提供のみのご利用も可能です。

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。

手数料無料*9

クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスをいたします。

パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。

空港とホテルの間の送迎予約・手配

空港に着いて電車も終わっている。こんなときに、空港とホテル間の送迎車の予約と手配を行います(当会社が指定した事業者に限ります。)

旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供します。

メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えします。

*9 予約・手配等にかかわる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設の客室料等の実費はお客様のご負担となります。

④スーツケース修理サービス

対象 携行品損害保険金、留学生生活用動産損害保険金をお支払いできる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を東京海上日動指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を東京海上日動から修理会社に直接お支払いするサービスです。宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能のため、直接店舗に出向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかりません。

※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および東京海上日動Webサイトをご確認ください。

※航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。

※一部のブランドについては、ご利用いただけない場合があります。

※免責金額(自己負担額)が設定されているご契約の場合は、ご利用いただけません。

※スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。



⑤こころのカウンセリングサービス

対象 保険期間が3か月超のご契約のお客様

東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに所属する臨床心理士が、プライバシーを守りながら、オンラインおよびメールにて相談に応じます。

ご利用方法およびご利用時の注意点等の詳細については、「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および東京海上日動Webサイトをご確認ください。

※ご出国前および帰国後の日本からの利用はできません。

※オンラインカウンセリングについては、保険期間中かつ毎年12月1日から翌年11月30日までの間に1人5回までとさせていただきます。また、地域や内容によりご要望に沿えない場合があります。

※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。



⑥お客様特典

海外用WiFi「グローバルWiFi」等のレンタルを弊社提携料金(20%割引)でお申込みいただけます(サービス提供会社:株式会社ビジョン)。

※サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および東京海上日動Webサイトをご確認ください。

※サービスのご利用は1人1回までとさせていただきます。

◆ 保険金額と保険料【個人プラン】

保険料をお支払いいただく方(加入者(お申込人))は、カード会員様に限ります。
カード会員様以外に被保険者(保険の対象となる方)となれる方は右記のとおりです。

- ① 会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)
- ② ①以外の同居の親族
- ③ 会員様がご加入の場合、会員様と同一行程の同行者(友人、別居の孫など)

保険期間31日まで

ご加入タイプ		15歳以上～29歳以下		0歳以上～29歳以下			30歳以上～69歳以下					70歳以上*5			
		A6	A4	C3	C2	D2	A6	A4	C3	C2	D2	E3	F4	F3	H2
保険金額 (ご契約金額)	傷 害 死 亡	1億円	5,000万円	1,000万円	—	—	1億円	5,000万円	1,000万円	—	—	5,000万円	1,000万円	—	—
	傷害後遺障害	1億円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	500万円	1億円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	500万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	—
	治療・救援費用	無制限				1,000万円	無制限				1,000万円	無制限			1,000万円
	応急治療・救援費用*2	300万円					300万円					300万円			
	疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	500万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	500万円	500万円	—		
	賠 償 責 任	1億円	1億円	1億円	1億円	5,000万円	1億円	1億円	1億円	1億円	5,000万円	1億円	1億円	1億円	5,000万円
	携 行 品 損 害	30万円	30万円	30万円	30万円	—	30万円	30万円	30万円	30万円	—	30万円	20万円	20万円	—
	航空機寄託手荷物	3万円					3万円					3万円			
航空機遅延*3	セットあり					セットあり					セットあり				
お支払いいただく保険料	保険期間1日まで	6,040円	4,390円	3,510円	2,910円	2,160円	6,040円	4,390円	3,510円	2,910円	2,160円	5,900円	4,590円	4,370円	3,500円
	2日まで	7,180円	5,480円	4,600円	4,000円	2,950円	7,180円	5,480円	4,600円	4,000円	2,950円	7,760円	6,420円	6,200円	5,010円
	3日まで	8,110円	6,410円	5,530円	4,920円	3,650円	8,170円	6,470円	5,590円	4,980円	3,700円	9,400円	8,030円	7,810円	6,340円
	4日まで	8,920円	7,170円	6,290円	5,680円	4,180円	9,090円	7,340円	6,460円	5,850円	4,330円	11,550円	10,140円	9,920円	8,140円
	5日まで	9,840円	8,040円	7,160円	6,510円	4,700円	10,130円	8,330円	7,450円	6,800円	4,960円	13,870円	12,390円	12,170円	9,980円
	6日まで	10,810円	8,960円	8,080円	7,410円	5,310円	11,270円	9,420円	8,540円	7,870円	5,720円	16,200円	14,680円	14,460円	11,880円
	7日まで	11,630円	9,730円	8,810円	8,120円	5,800円	12,290円	10,390円	9,470円	8,780円	6,390円	18,560円	16,970円	16,740円	13,830円
	8日まで	12,750円	10,800円	9,880円	9,190円	6,580円	13,670円	11,720円	10,800円	10,110円	7,410円	20,890円	19,290円	19,060円	15,840円
	9日まで	13,480円	11,530円	10,610円	9,910円	7,130円	14,650円	12,700円	11,780円	11,080円	8,190円	23,370円	21,750円	21,520円	17,990円
	10日まで	14,180円	12,180円	11,260円	10,550円	7,530円	15,620円	13,620円	12,700円	11,990円	8,830円	25,880円	24,220円	23,990円	20,110円
	11日まで	14,890円	12,840円	11,880円	11,160円	7,960円	16,630円	14,580円	13,620円	12,900円	9,530円	28,430円	26,710円	26,470円	22,290円
	12日まで	15,680円	13,530円	12,530円	11,790円	8,370円	17,720円	15,570円	14,570円	13,830円	10,210円	31,120円	29,310円	29,060円	24,520円
	13日まで	16,410円	14,210円	13,210円	12,470円	8,820円	18,810円	16,610円	15,610円	14,870円	10,980円	33,800円	31,970円	31,720円	26,800円
	14日まで	17,030円	14,780円	13,740円	12,980円	9,150円	19,770円	17,520円	16,480円	15,720円	11,620円	36,530円	34,640円	34,380円	29,130円
	15日まで	20,220円	17,970円	16,930円	16,170円	11,910円	24,220円	21,970円	20,930円	20,170円	15,510円	45,400円	43,490円	43,230円	36,960円
	17日まで	21,700円	19,350円	18,310円	17,540円	12,910円	26,410円	24,060円	23,020円	22,250円	17,160円	49,000円	47,020円	46,760円	39,940円
	19日まで	23,630円	21,180円	20,100円	19,310円	14,250円	29,250円	26,800円	25,720円	24,930円	19,330円	55,070円	53,000円	52,730円	45,170円
	21日まで	25,380円	22,830円	21,710円	20,900円	15,510円	31,970円	29,420円	28,300円	27,490円	21,460円	60,460円	58,310円	58,030円	49,820円
	23日まで	27,490円	24,740円	23,540円	22,690円	16,800円	35,110円	32,360円	31,160円	30,310円	23,690円	65,280円	62,960円	62,660円	53,890円
	25日まで	29,450円	26,500円	25,220円	24,350円	18,110円	38,210円	35,260円	33,980円	33,110円	26,030円	70,890円	68,460円	68,140円	58,770円
27日まで	31,470円	28,420円	27,100円	26,200円	19,670円	41,580円	38,530円	37,210円	36,310円	28,810円	76,260円	73,750円	73,420円	63,510円	
29日まで	33,340円	30,090円	28,690円	27,770円	20,970円	44,730円	41,480円	40,080円	39,160円	31,260円	82,660円	80,020円	79,670円	69,110円	
31日まで	35,190円	31,840円	30,400円	29,430円	22,370円	48,000円	44,650円	43,210円	42,240円	33,950円	88,910円	86,190円	85,830円	74,700円	

^{*2} 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

^{*3} 1回の事故について、保険の対象となる方が費用を負担した場合、負担した費用に応じたお支払い額のうち、右表のいずれか高い金額をお支払いします。

^{*4} トラベルプロジェクトについてはP6.③を参照ください。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
① 宿泊施設の客室料		3万円
② 上記以外の費用(交通費・食事代・渡航先での各種サービス取消料等)		1万円

ご加入の際のご注意

1. 保険期間は、「海外旅行の目的をもって住居を出発」または「カード付帯保険(海外旅行傷害保険)補償終了日の翌日」から住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
2. 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。
3. 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2ヵ月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3ヵ月まで」となります。
4. スカダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P18.の5.①をご確認ください。
5. 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または

保険期間31日超^{*6}

ご加入タイプ		15歳以上～29歳以下	0歳以上～29歳以下		30歳以上～69歳以下			70歳以上 ^{*5}	
		L3	N4	N2	L3	N4	N2	P3	R2
保険金額(ご契約金額)	傷 害 死 亡	5,000万円	1,000万円	500万円	5,000万円	1,000万円	500万円	3,000万円	500万円
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	500万円	5,000万円	3,000万円	500万円	3,000万円	500万円
	治療・救援費用	無制限		1,000万円	無制限		1,000万円	無制限	1,000万円
	疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	500万円	1,000万円	1,000万円	500万円	—	
	賠 償 責 任	1億円	1億円	5,000万円	1億円	1億円	5,000万円	1億円	5,000万円
	携 行 品 損 害	30万円	20万円	10万円	30万円	20万円	10万円	30万円	10万円
	航空機寄託手荷物	3万円			3万円			3万円	
	航空機遅延 ^{*3}	セットあり			セットあり			セットあり	
	保険期間34日まで	30,720円	28,240円	22,460円	48,680円	46,200円	38,290円	91,530円	76,870円
	39日まで	35,600円	33,070円	25,790円	57,770円	55,240円	46,100円	112,230円	94,790円

【ご注意】13ヵ月～2年に記載の保険料は、目安となります。保険期間1年(12ヵ月)超～2年のお申し込みをご希望のお客様は、裏表紙に記載の保険グループまでご相談ください。

・渡航期間が6ヵ月超の場合は、パスポート番号をお伺いしております。

・渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名、「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

^{*5} 保険始期日時時点で被保険者(保険の対象となる方)の年齢が満70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。

^{*6} P18.の4.「一時帰国中担保特約」もご確認ください。

^{*7} 保険期間が3ヵ月超のご契約のお客様が対象になります。

※「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。

また、費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもごございます。本パンフレットP.19～20「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

支払われない場合がございます。詳細は、P18.の5.②をご確認ください。

6. 本海外旅行保険は、以下の方々も被保険者(保険の対象となる方)としてご加入いただけます。ただし、被保険者(保険の対象となる方)が保険期間開始日時時点で満14歳以下の場合や、ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なるご契約でご加入内容に対する被保険者(保険の対象となる方)の同意がない場合には、ご契約できる傷害死亡保険金額または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等^{*1}」と合計して1,000万円が限度となります。

① カード会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)

② ①以外の同居の親族

③ 会員様がご加入の場合、同行者(友人、別居の孫、従業員など)

^{*1} 「他の保険契約等」については、重要事項説明書P29.のII.1をご確認ください。



◆ 保険金額と保険料【ファミリープラン(保険期間31日まで)】

組み合わせ方法

- (1) はじめに、**ご本人用加入タイプ表**より、ご本人のご加入タイプをお選びください。

※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約がセットされているため賠償責任および携行品損害の保険金額はご家族全員で共有となります。

- (2) 次に、**配偶者・ご親族用加入タイプ表**より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つのご加入タイプをお選びください。

ご本人用加入タイプ表 (加入手続書の3.「ご本人」欄に記入される方)

ご加入タイプ			0歳以上～29歳以下				30歳以上～69歳以下				70歳以上*9		
			15歳以上～29歳以下		V3	V2	V6	V5	V3	V2	W5	W3	W2
			V6	V5									
保険金額（ご契約金額）	ご本人	傷 害 死 亡	1億円	5,000万円	1,000万円	—	1億円	5,000万円	1,000万円	—	5,000万円	1,000万円	—
		傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1億円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円
		治療・救援費用	無制限				無制限				無制限		
		応急治療・救援費用*6	300万円				300万円				300万円		
		疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	500万円	—	
		航空機寄託手荷物	3万円				3万円				3万円		
		航空機遅延*7	セットあり				セットあり				セットあり		
共 ご 家 族		賠 償 責 任	1億円				1億円				1億円		
		携行品損害	30万円				30万円				30万円		
お支払いいただく保険料	ト ラ ベ ル プ ロ ジ ェ ク ト 付 き *8	保険期間 1日まで	6,220円	4,570円	3,470円	2,870円	6,220円	4,570円	3,470円	2,870円	6,080円	4,810円	4,590円
		2日まで	7,440円	5,740円	4,620円	4,020円	7,440円	5,740円	4,620円	4,020円	8,020円	6,730円	6,510円
		3日まで	8,450円	6,750円	5,630円	5,020円	8,510円	6,810円	5,690円	5,080円	9,740円	8,440円	8,220円
		4日まで	9,330円	7,580円	6,440円	5,830円	9,500円	7,750円	6,610円	6,000円	11,960円	10,640円	10,420円
		5日まで	10,390円	8,590円	7,430円	6,780円	10,680円	8,880円	7,720円	7,070円	14,420円	13,060円	12,840円
		6日まで	11,470円	9,620円	8,440円	7,770円	11,930円	10,080円	8,900円	8,230円	16,860円	15,470円	15,250円
		7日まで	12,370円	10,470円	9,250円	8,560円	13,030円	11,130円	9,910円	9,220円	19,300円	17,870円	17,640円
		8日まで	13,560円	11,610円	10,370円	9,680円	14,480円	12,530円	11,290円	10,600円	21,700円	20,270円	20,040円
		9日まで	14,360円	12,410円	11,170円	10,470円	15,530円	13,580円	12,340円	11,640円	24,250円	22,810円	22,580円
		10日まで	15,120円	13,120円	11,860円	11,150円	16,560円	14,560円	13,300円	12,590円	26,820円	25,360円	25,130円
		11日まで	15,910円	13,860円	12,560円	11,840円	17,650円	15,600円	14,300円	13,580円	29,450円	27,950円	27,710円
		12日まで	16,770円	14,620円	13,260円	12,520円	18,810円	16,660円	15,300円	14,560円	32,210円	30,640円	30,390円
		13日まで	17,570円	15,370円	13,990円	13,250円	19,970円	17,770円	16,390円	15,650円	34,960円	33,370円	33,120円
		14日まで	18,250円	16,000円	14,580円	13,820円	20,990円	18,740円	17,320円	16,560円	37,750円	36,120円	35,860円
		15日まで	21,530円	19,280円	17,860円	17,100円	25,530円	23,280円	21,860円	21,100円	46,710円	45,080円	44,820円
		17日まで	23,120円	20,770円	19,310円	18,540円	27,830円	25,480円	24,020円	23,250円	50,420円	48,740円	48,480円
		19日まで	25,170円	22,720円	21,200円	20,410円	30,790円	28,340円	26,820円	26,030円	56,610円	54,870円	54,600円
		21日まで	27,020円	24,470円	22,890円	22,080円	33,610円	31,060円	29,480円	28,670円	62,100円	60,290円	60,010円
		23日まで	29,280円	26,530円	24,830円	23,980円	36,900円	34,150円	32,450円	31,600円	67,070円	65,130円	64,830円
		25日まで	31,300円	28,350円	26,530円	25,660円	40,060円	37,110円	35,290円	34,420円	72,740円	70,700円	70,380円
		27日まで	33,370円	30,320円	28,440円	27,540円	43,480円	40,430円	38,550円	37,650円	78,160円	76,050円	75,720円
		29日まで	35,270円	32,020円	30,020円	29,100円	46,660円	43,410円	41,410円	40,490円	84,590円	82,360円	82,010円
		31日まで	37,170円	33,820円	31,760円	30,790円	49,980円	46,630円	44,570円	43,600円	90,890円	88,580円	88,220円

*6 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

*7 1回の事故について、保険の対象となる方が費用を負担した場合、負担した費用に応じたお支払い額のうち、右表のいずれか高い金額をお支払いします。

*8 トラベルプロジェクトについてはP6.③を参照ください。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	上記以外の費用(交通費・食事代・渡航先での各種サービス取消料等)	1万円

ご加入の際のご注意

1. 保険期間は、「海外旅行の目的をもって住居を出発」または「カード付帯保険(海外旅行傷害保険)補償終了日の翌日」から住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
2. 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。
3. 保険期間はご出発の日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。
4. スカダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P18.の5.①をご確認ください。
5. 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または

※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険契約で引受ける特約)がセットされています。**配偶者・ご親族用加入タイプ**にお申し込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、加入手続書の3.「ご本人」欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります(次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人プランにてお申し込みください)。

①ご本人の配偶者*2

②ご本人または配偶者*2と生計を共にする同居のご親族*3。

③ご本人または配偶者*2と生計を共にする別居の未婚*4のお子様。

*2婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の

性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。)

a. 婚姻意思*5を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます)。

*3ご親族とはご本人の6親等内の血族または3親等内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

*4未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

*5戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

配偶者・ご親族用加入タイプ表

※上記「組み合わせ方法」をご確認いただき、ご加入いただくタイプをお選びください。

ご加入タイプ			0歳以上～29歳以下				30歳以上～69歳以下				70歳以上*9		
			15歳以上～29歳以下		V3	V2	V6	V5	V3	V2	W5	W3	W2
			V6	V5									
保険金額（ご契約金額）	1名あたり	傷 害 死 亡	1億円	5,000万円	1,000万円	—	1億円	5,000万円	1,000万円	—	5,000万円	1,000万円	—
		傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1億円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円
		治療・救援費用	無制限				無制限				無制限		
		応急治療・救援費用*6	300万円				300万円				300万円		
		疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	500万円	—	
		航空機寄託手荷物	3万円				3万円				3万円		
		航空機遅延*7	セットあり				セットあり				セットあり		
お支払いいただく保険料（1名あたり）	ト ラ ベ ル プ ロ ジ ェ ク ト 付 き*8	保険期間 1日まで	5,660円	4,010円	2,910円	2,310円	5,660円	4,010円	2,910円	2,310円	5,520円	4,250円	4,030円
		2日まで	6,640円	4,940円	3,820円	3,220円	6,640円	4,940円	3,820円	3,220円	7,220円	5,930円	5,710円
		3日まで	7,410円	5,710円	4,590円	3,980円	7,470円	5,770円	4,650円	4,040円	8,700円	7,400円	7,180円
		4日まで	8,070円	6,320円	5,180円	4,570円	8,240円	6,490円	5,350円	4,740円	10,700円	9,380円	9,160円
		5日まで	8,750円	6,950円	5,790円	5,140円	9,040円	7,240円	6,080円	5,430円	12,780円	11,420円	11,200円
		6日まで	9,520円	7,670円	6,490円	5,820円	9,980円	8,130円	6,950円	6,280円	14,910円	13,520円	13,300円
		7日まで	10,170円	8,270円	7,050円	6,360円	10,830円	8,930円	7,710円	7,020円	17,100円	15,670円	15,440円
		8日まで	11,150円	9,200円	7,960円	7,270円	12,070円	10,120円	8,880円	8,190円	19,290円	17,860円	17,630円
		9日まで	11,750円	9,800円	8,560円	7,860円	12,920円	10,970円	9,730円	9,030円	21,640円	20,200円	19,970円
		10日まで	12,310円	10,310円	9,050円	8,340円	13,750円	11,750円	10,490円	9,780円	24,010円	22,550円	22,320円
		11日まで	12,890円	10,840円	9,540円	8,820円	14,630円	12,580円	11,280円	10,560円	26,430円	24,930円	24,690円
		12日まで	13,540円	11,390円	10,030円	9,290円	15,580円	13,430円	12,070円	11,330円	28,980円	27,410円	27,160円
		13日まで	14,130円	11,930円	10,550円	9,810円	16,530円	14,330円	12,950円	12,210円	31,520円	29,930円	29,680円
		14日まで	14,620円	12,370円	10,950円	10,190円	17,360円	15,110円	13,690円	12,930円	34,120円	32,490円	32,230円
		15日まで	17,650円	15,400円	13,980円	13,220円	21,650円	19,400円	17,980円	17,220円	42,830円	41,200円	40,940円
		17日まで	18,910円	16,560円	15,100円	14,330円	23,620円	21,270円	19,810円	19,040円	46,210円	44,530円	44,270円
		19日まで	20,610円	18,160円	16,640円	15,850円	26,230円	23,780円	22,260円	21,470円	52,050円	50,310円	50,040円
		21日まで	22,190円	19,640円	18,060円	17,250円	28,780円	26,230円	24,650円	23,840円	57,270円	55,460円	55,180円
		23日まで	24,000円	21,250円	19,550円	18,700円	31,620円	28,870円	27,170円	26,320円	61,790円	59,850円	59,550円
		25日まで	25,840円	22,890円	21,070円	20,200円	34,600円	31,650円	29,830円	28,960円	67,280円	65,240円	64,920円
		27日まで	27,770円	24,720円	22,840円	21,940円	37,880円	34,830円	32,950円	32,050円	72,560円	70,450円	70,120円
		29日まで	29,580円	26,330円	24,330円	23,410円	40,970円	37,720円	35,720円	34,800円	78,900円	76,670円	76,320円
		31日まで	31,360円	28,010円	25,950円	24,980円	44,170円	40,820円	38,760円	37,790円	85,080円	82,770円	82,410円

*9 保険始期日時時点で被保険者(保険の対象となる方)の年齢が満70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級

◆ 保険金額と保険料【ファミリープラン(保険期間31日超)】

組み合わせ方法

- (1) はじめに、**ご本人用加入タイプ表** より、ご本人のご加入タイプをお選びください。

※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約がセットされているため賠償責任および携行品損害の保険金額はご家族全員で共有となります。

- (2) 次に、**配偶者・ご親族用加入タイプ表** より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つのご加入タイプをお選びください。

ご本人用加入タイプ表 (加入手続書の3.「ご本人」欄に記入される方)

ご加入タイプ			0歳以上～29歳以下		30歳以上～69歳以下		70歳以上*8		
			15歳以上～29歳以下						
			X5	X3	X5	X3	Y5	Y1	
保険金額（ご契約金額）	ご本人	傷 害 死 亡	5,000万円	1,000万円	5,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	
		傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	
		治療・救援費用	無制限		無制限		無制限	3,000万円	
		疾 病 死 亡	1,000万円		1,000万円		—		
		航空機寄託手荷物	3万円		3万円		3万円		
		航空機遅延*6	セットあり		セットあり		セットあり		
	共ご家族有族	賠 償 責 任	1億円		1億円		1億円		
		携 行 品 損 害	30万円		30万円		30万円		
	お支払いいただく保険料		保険期間34日まで	32,740円	30,680円	50,700円	48,640円	93,550円	85,900円
		※1	39日まで	37,680円	35,580円	59,850円	57,750円	114,310円	105,090円
46日まで			44,070円	41,930円	73,110円	70,970円	144,760円	133,230円	
53日まで			51,110円	48,650円	92,310円	89,850円	185,630円	170,860円	
2ヵ月まで			61,420円	58,640円	114,430円	111,650円	232,560円	214,100円	
3ヵ月まで			74,490円	70,870円	168,770円	165,150円	347,280円	319,800円	
4ヵ月まで			100,860円	95,920円	242,790円	237,850円	526,840円	485,240円	
5ヵ月まで			130,870円	124,710円	332,180円	326,020円	706,170円	650,540円	
6ヵ月まで			157,020円	149,560円	409,980円	402,520円	882,800円	813,280円	
7ヵ月まで			183,770円	175,030円	488,850円	480,110円	1,059,480円	976,090円	
8ヵ月まで			209,950円	199,890円	569,990円	559,930円	1,239,080円	1,141,590円	
※2		9ヵ月まで	234,700円	223,300円	652,320円	640,920円	1,418,870円	1,307,250円	
		10ヵ月まで	258,560円	245,840円	735,430円	722,710円	1,598,410円	1,472,700円	
		11ヵ月まで	282,770円	268,850円	819,210円	805,290円	1,777,740円	1,637,990円	
		1年まで	304,970円	289,750円	904,350円	889,130円	1,957,330円	1,803,470円	
		13ヵ月	330,060円	313,580円	978,700円	962,220円	2,118,200円	1,951,700円	
		14ヵ月	355,090円	337,370円	1,053,000円	1,035,280円	2,279,060円	2,099,920円	
		15ヵ月	380,160円	361,180円	1,127,340円	1,108,360円	2,439,950円	2,248,150円	
		16ヵ月	405,210円	384,990円	1,201,640円	1,181,420円	2,600,820円	2,396,370円	
		17ヵ月	430,290円	408,810円	1,275,990円	1,254,510円	2,761,670円	2,544,590円	
		18ヵ月	455,380円	432,640円	1,350,340円	1,327,600円	2,922,570円	2,692,830円	
※3		19ヵ月	480,410円	456,430円	1,424,640円	1,400,660円	3,083,440円	2,841,060円	
		20ヵ月	505,510円	480,270円	1,499,000円	1,473,760円	3,244,320円	2,989,300円	
		21ヵ月	530,540円	504,060円	1,573,300円	1,546,820円	3,405,210円	3,137,530円	
		22ヵ月	555,630円	527,890円	1,647,660円	1,619,920円	3,566,080円	3,285,760円	
		23ヵ月	580,720円	551,720円	1,722,000円	1,693,000円	3,726,940円	3,433,990円	
	2年	609,930円	579,490円	1,808,690円	1,778,250円	3,914,630円	3,606,920円		

※P18.の4.「一時帰国中担保特約」もご確認ください。

- *6 1回の事故について、保険の対象となる方が費用を負担した場合、負担した費用に応じたお支払い額のうち、右表のいずれか高い金額をお支払いします。

- *7 トラベルプロテクトについてはP6.③を参照ください。

- *8 保険始期日時時点で被保険者(保険の対象となる方)の年齢が満70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	上記以外の費用(交通費・食事代・渡航先での各種サービス取消料等)	1万円

ご加入の際のご注意

1. 保険期間は、「海外旅行の目的をもって住居を出発」または「カード付帯保険(海外旅行傷害保険)補償終了日の翌日」から住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
2. 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。
3. 保険期間はご出発の日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2ヵ月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3ヵ月まで」となります。
4. スカダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P18.の5.①をご確認ください。
5. 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または

※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険契約で引受ける特約)がセットされています。**配偶者・ご親族用加入タイプ** にお申し込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、加入手続書の3.「ご本人」欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります(次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人プランにてお申し込みください)。

- ①ご本人の配偶者*2

- ②ご本人または配偶者*2と生計を共にする同居のご親族*3。

- ③ご本人または配偶者*2と生計を共にする別居の未婚*4のお子様。

- *2婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の

性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)

- a. 婚姻意思*5を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます)。

- *3ご親族とはご本人の6親等内の血族または3親等内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

- *4未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

- *5戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

配偶者・ご親族用加入タイプ表

※上記「組み合わせ方法」をご確認いただき、ご加入いただくタイプをお選びください。

ご加入タイプ			0歳以上～29歳以下		30歳以上～69歳以下		70歳以上*8	
			15歳以上～29歳以下					
			X5	X3	X5	X3	Y5	Y1
保険金額（ご契約金額）	1名あたり	傷 害 死 亡	5,000万円	1,000万円	5,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
		傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
		治療・救援費用	無制限		無制限		無制限	3,000万円
		疾 病 死 亡	1,000万円		1,000万円		－	
		航空機寄託手荷物	3万円		3万円		3万円	
		航空機遅延*6	セットあり		セットあり		セットあり	
お支払いいただく保険料（1名あたり）	目安の保険料です。	保険期間34日まで	26,790円	24,730円	44,750円	42,690円	87,600円	79,950円
		39日まで	31,620円	29,520円	53,790円	51,690円	108,250円	99,030円
		46日まで	37,980円	35,840円	67,020円	64,880円	138,670円	127,140円
		53日まで	44,950円	42,490円	86,150円	83,690円	179,470円	164,700円
		2ヵ月まで	54,940円	52,160円	107,950円	105,170円	226,080円	207,620円
		3ヵ月まで	67,010円	63,390円	161,290円	157,670円	339,800円	312,320円
		4ヵ月まで	91,680円	86,740円	233,610円	228,670円	517,660円	476,060円
		5ヵ月まで	119,990円	113,830円	321,300円	315,140円	695,290円	639,660円
		6ヵ月まで	144,450円	136,990円	397,410円	389,950円	870,230円	800,710円
		7ヵ月まで	169,440円	160,700円	474,520円	465,780円	1,045,150円	961,760円
		8ヵ月まで	193,890円	183,830円	553,930円	543,870円	1,223,020円	1,125,530円
		9ヵ月まで	216,820円	205,420円	634,440円	623,040円	1,400,990円	1,289,370円
		10ヵ月まで	238,900円	226,180円	715,770円	703,050円	1,578,750円	1,453,040円
		11ヵ月まで	261,420円	247,500円	797,860円	783,940円	1,756,390円	1,616,640円
	1年まで	281,840円	266,620円	881,220円	866,000円	1,934,200円	1,780,340円	
	1名あたり	13ヵ月	305,030円	288,550円	953,670円	937,190円	2,093,170円	1,926,670円
		14ヵ月	328,160円	310,440円	1,026,070円	1,008,350円	2,252,130円	2,072,990円
		15ヵ月	351,340円	332,360円	1,098,520円	1,079,540円	2,411,130円	2,219,330円
		16ヵ月	374,490円	354,270円	1,170,920円	1,150,700円	2,570,100円	2,365,650円
		17ヵ月	397,670円	376,190円	1,243,370円	1,221,890円	2,729,050円	2,511,970円
		18ヵ月	420,860円	398,120円	1,315,820円	1,293,080円	2,888,050円	2,658,310円
		19ヵ月	443,990円	420,010円	1,388,220円	1,364,240円	3,047,020円	2,804,640円
		20ヵ月	467,180円	441,940円	1,460,670円	1,435,430円	3,205,990円	2,950,970円
		21ヵ月	490,310円	463,830円	1,533,070円	1,506,590円	3,364,980円	3,097,300円
		22ヵ月	513,500円	485,760円	1,605,530円	1,577,790円	3,523,950円	3,243,630円
		23ヵ月	536,690円	507,690円	1,677,970円	1,648,970円	3,682,910円	3,389,960円
2年		563,680円	533,240円	1,762,440円	1,732,000円	3,868,380円	3,560,670円	

- *9 保険期間が3ヵ月超のご契約のお客様が対象になります。

「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生生涯補償するものではありません。

※費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもごございます。本パンフレットP.19～20「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

【ご注意】13ヵ月～2年に記載の保険料は、目安となります。保険期間1年(12ヵ月)超～2年のお申し込みをご希望のお客様は、裏表紙に記載の保険グループまでご相談ください。

・渡航期間が6ヵ月超の場合は、パスポート番号をお伺いしております。

・渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名、「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

支払われない場合がございます。詳細は、P18.の5.②をご確認ください。

6. 本海外旅行保険は、以下の方々も **ご本人用加入タイプ** の被保険者(保険の対象となる方)としてご加入いただけます。ただし、被保険者(保険の対象となる方)が保険期間開始日時時点で満14歳以下の場合や、ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なるご契約でご加入内容に対する被保険者(保険の対象となる方)の同意がない場合には、ご契約できる傷害死亡保険金額または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等*1」と合計して1,000万円が限度となります。

- ① カード会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)

- ② ①以外の同居の親族

- ③ 会員様がご加入の場合、同行者(友人、別居の孫、従業員など)

- *1「他の保険契約等」については、重要事項説明書P29.のⅡ.1をご確認ください。



◆ 保険金額と保険料【留学生プラン】

ご契約金額と保険料は①②③からお選びください。

組み合わせ例

① **基本補償** + ② **留学生賠償責任** + ③ **留学生生活用動産**

オススメパターン（保険期間1年、満0歳以上～29歳以下の場合）

S2 + 保険金額：1億円 + 保険金額：60万円
① 271,480円 + ② 2,940円 + ③ 28,340円 = 302,760円

【個人プラン】と【留学生プラン】の補償内容の違いについては、P15の「補償のご案内」をご確認ください。

保険期間 **31** 日起

居住施設（アパート・寮・ホームステイ等）向け

① 基本補償

ご加入タイプ		0歳以上～29歳以下			30歳以上～69歳以下		
		S3	S2 *1	T2 *1	S3	S2 *1	T2 *1
（ご契約金額）	傷 害 死 亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷 害 後 遺 障 害	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	治 療・救 援 費 用	無 制 限		3,000万円	無 制 限		3,000万円
	疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	航空機寄託手荷物	3万円			3万円		
	航 空 機 遅 延 *2	セットあり			セットあり		
お支払いいただく保険料	保険期間 34日まで	26,790円	25,450円	22,170円	44,750円	43,410円	39,080円
	39日まで	31,620円	30,240円	25,700円	53,790円	52,410円	47,380円
	46日まで	37,980円	36,580円	30,890円	67,020円	65,620円	59,590円
	53日まで	44,950円	43,330円	36,130円	86,150円	84,530円	76,900円
	2か月まで	54,940円	53,100円	44,540円	107,950円	106,110円	96,670円
	3か月まで	67,010円	64,590円	53,990円	161,290円	158,870円	145,000円
	4か月まで	91,680円	88,360円	74,490円	233,610円	230,290円	210,320円
	5か月まで	119,990円	115,830円	97,710円	321,300円	317,140円	289,960円
	6か月まで	144,450円	139,410円	117,130円	397,410円	392,370円	358,830円
	7か月まで	169,440円	163,520円	139,020円	474,520円	468,600円	428,610円
	8か月まで	193,890円	187,070円	159,020円	553,930円	547,110円	500,500円
	9か月まで	216,820円	209,080円	178,560円	634,440円	626,700円	573,360円
	10か月まで	238,900円	230,260円	197,150円	715,770円	707,130円	647,020円
	11か月まで	261,420円	251,960円	215,280円	797,860円	788,400円	721,510円
	1年まで	281,840円	271,480円	232,280円	881,220円	870,860円	797,040円
	2年 *3	563,680円	542,960円	464,570円	1,762,440円	1,741,720円	1,594,090円

② 留学生賠償責任・③ 留学生生活用動産

保険金額（ご契約金額）		② 留学生賠償責任（免責金額0円）			
		1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
お支払いいただく保険料	保険期間 34日まで	620円	540円	480円	400円
	39日まで	680円	590円	520円	440円
	46日まで	740円	640円	570円	480円
	53日まで	790円	690円	610円	520円
	2か月まで	850円	740円	660円	550円
	3か月まで	1,060円	920円	820円	690円
	4か月まで	1,290円	1,130円	1,000円	840円
	5か月まで	1,500円	1,310円	1,160円	970円
	6か月まで	1,710円	1,480円	1,320円	1,110円
	7か月まで	1,910円	1,660円	1,480円	1,240円
	8か月まで	2,120円	1,840円	1,640円	1,380円
	9か月まで	2,320円	2,020円	1,800円	1,510円
	10か月まで	2,530円	2,200円	1,950円	1,640円
	11か月まで	2,740円	2,380円	2,110円	1,780円
	1年まで	2,940円	2,560円	2,270円	1,910円
	2年 *3	5,880円	5,120円	4,550円	3,820円

ご契約の際のご注意

- 保険期間は、海外旅行（海外への留学またはワーキング・ホリデー等）の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください（最長2年）。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年取等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方の年齢が始期日時時点で満15歳未満の場合や、ご加入者と保険の対象となる方が異なり、ご契約内容に対する保険の対象となる方の年齢がの同意がない場合には、S3タイプをご契約いただけませんのでご注意ください。
- スカダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P.18の5.①をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P.18の5.②をご確認ください。

・渡航期間が6ヵ月超の場合は、パスポート番号をお伺いしております。

・渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名、「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

留学継続費用担保特約をご契約される場合

保険金額（ご契約金額）および保険期間に応じて以下の保険料が追加で必要となります。

旅行目的がワーキング・ホリデーの場合、「留学継続費用担保特約」をセットすることはできません。

保険金額 *6 （ご契約金額）		200万円	150万円	120万円
お支払いいただく保険料 *7	保険期間 34日まで	180円	140円	110円
	39日まで	200円	150円	120円
	46日まで	220円	170円	130円
	53日まで	240円	180円	140円
	2か月まで	260円	200円	160円
	3か月まで	320円	240円	190円
	4か月まで	380円	290円	230円
	5か月まで	440円	330円	260円
	6か月まで	520円	390円	310円
	7か月まで	580円	440円	350円
	8か月まで	640円	480円	380円
	9か月まで	700円	530円	420円
	10か月まで	760円	570円	460円
	11か月まで	820円	620円	490円
	1年まで	880円	660円	530円
	2年 *3	3,520円	2,640円	2,110円

③ 留学生生活用動産（免責金額0円）					
100万円	80万円	70万円	60万円	50万円	40万円
7,080円	6,770円	6,460円	5,950円	5,270円	4,520円
7,750円	7,420円	7,070円	6,520円	5,780円	4,950円
8,420円	8,060円	7,690円	7,090円	6,280円	5,380円
9,100円	8,700円	8,300円	7,650円	6,780円	5,820円
9,770円	9,350円	8,920円	8,220円	7,280円	6,240円
12,130円	11,610円	11,070円	10,200円	9,040円	7,750円
14,820円	14,180円	13,530円	12,470円	11,050円	9,480円
17,180円	16,440円	15,680円	14,450円	12,800円	10,980円
19,540円	18,700円	17,840円	16,440円	14,560円	12,490円
21,900円	20,950円	19,990円	18,420円	16,320円	14,000円
24,260円	23,210円	22,140円	20,410円	18,080円	15,500円
26,620円	25,460円	24,290円	22,390円	19,830円	17,010円
28,970円	27,730円	26,450円	24,370円	21,590円	18,520円
31,330円	29,980円	28,600円	26,360円	23,350円	20,030円
33,690円	32,240円	30,750円	28,340円	25,110円	21,540円
67,380円	64,470円	61,500円	56,680円	50,210円	43,070円

*3 保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料は裏表紙に記載の保険グループまでお問い合わせください。

*4 トラベルプロジェクトについてはP.6③をご参照ください。

*5 保険期間が3か月超のご契約のお客様が対象になります。

*6 扶養者が事故によるケガが原因で死亡または重度後遺障害が生じた時から予定留学終了時までの年数等によってお支払い額が異なります。詳細は、補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）の留学継続費用保険金の「お支払い額」をご確認ください。

*7 上記の保険料は、「保険期間＝留学期間」を前提として算出した保険料となります。保険期間より留学期間が短いご契約の場合は保険料が異なりますので、裏表紙に記載の保険グループまでお問い合わせください。

4 補償のご案内

携行品損害保険金と留学生生活用動産損害保険金の比較（概要）

（比較表は、保険商品の内容の全てが記載されているものではないため、あくまで参考情報としてご利用ください。詳細は本パンフレットP.21～23をご確認ください）
○＝補償されます ×＝補償されません

事故状況	保険期間31日超		ご注意
	携行品損害保険金	留学生生活用動産損害保険金	
携行中 市内観光からホテルに戻る路上で引ったくりに遭い、鞆を奪われた。 	○	○	●携行品（留学生生活用動産では「宿泊・居住施設保管中の物」も含みます。）1個、1組または1対あたりの補償限度額は10万円となります。（乗車券等は合計5万円限度、旅券は1回の保険事故につき5万円限度） ●携行品損害保険金のお支払い額は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ●留学生生活用動産損害保険金のお支払い額は、同一保険年度内の事故に対して留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。
ホテル等の宿泊施設に保管中 ホテルに帰宅するとカメラが盗まれていた。 	○	○	
寮・ホームステイ先等の居住施設に保管中 寮・ホームステイ先に帰宅するとカメラが盗まれていた。 	×	○	

賠償責任保険金と留学生賠償責任保険金の比較（概要）

（比較表は、保険商品の内容の全てが記載されているものではないため、あくまで参考情報としてご利用ください。詳細は本パンフレットP.21～23をご確認ください）
○＝補償されます ×＝補償されません

事故状況	保険期間31日超		ご注意
	賠償責任保険金	留学生賠償責任保険金	
歩行中 歩行中、他人とぶつかってケガをさせてしまい、治療費について損害賠償を請求された。 	○	○	●留学生賠償責任保険金における居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。 部屋の場合 部屋（部屋内の動産および部屋外における居住施設のキーを含みます。）に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、留学または旅行の目的のために供される居住施設の部屋に与えた以下の損害に限りします。 ①火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害 ②漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 部屋以外の場合 火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害。ただし、留学または旅行の目的のために供される居住施設に与えた損害に限りします。
ホテル等の宿泊施設に滞在中 ホテルの部屋を水浸しにしてしまった。 	○	○	
寮・ホームステイ先等の居住施設に滞在中 ^{*1} 寮・ホームステイ先の部屋を水浸しにしてしまった。 	×	○	
ホテル等の宿泊施設に滞在中 ホテルの部屋のガラスを誤って割ってしまい、損害賠償責任を負ってしまった。 	○	○	
寮・ホームステイ先等の居住施設に滞在中 ^{*1} 寮・ホームステイ先の部屋のガラスを誤って割ってしまい、損害賠償責任を負ってしまった。 	×	×	

*1 建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合に限りします。

*2 寮・ホームステイ先等の居住施設に於ける、共有スペースでの賠償責任について、くわしくは別途代理店までお問い合わせください。

5 高額な事故事例と世界の医療事情例

事故の内容(例)	お支払いした保険金額(例)	
機内で嘔吐、ホノルル到着後に意識を失い、医師付き添いで帰国 	事故地 アメリカ ホノルル :男性 16歳 修学旅行中の機内で嘔吐が始まり、ホノルル到着後に意識を失い救急車で搬送。糖尿病、ケトアシドーシスの為、脳が膨張して圧迫、脳ダメージがあり、呼吸機能低下。17日間入院した後、医師の付き添いのもと帰国。その後日本で20日間ほど入院。	治療・救援費用 32,619,814円
肺炎と診断され入院 	事故地 シンガポール :女性 71歳 シンガポール在住の娘宅に夫と訪れていたが、高熱が続いたため病院を受診したところ、肺炎の疑いがあると診断され入院し治療を受けた。帰国に際しては、同行の夫と一緒に孫も付き添った。自宅に到着後、孫はシンガポールへ帰国。	治療・救援費用 1,016,909円

スキー中に転倒し骨折 	事故地 スイス フィスブ :女性 66歳 スキー中に転倒、スキー場から病院までヘリコプターで搬送。大腿節頸部骨折と診断され、日本に帰国後も継続入院となった。	治療・救援費用 29,967,336円
--	---	---------------------

※上記はあくまで事故の一例です。お支払いする保険金は、ご加入の保険金額が上限となります。

医療事情例

	病院の部屋代(1日当たり・個室)*		虫垂炎 手術費	
	公立病院個室 (医療費用を除く)	私立病院個室 (医療費用を除く)	公立病院	私立病院
ニューヨーク	約660,000円(セミ個室)	約640,000円以上	約2,090,000円以上	約5,995,000円～8,165,000円
ハワイ・ホノルル	約390,000円～	約360,000円～455,000円	約1,832,000円～	約3,373,000円～
バンクーバー	約290,000円～610,000円	約348,000円～792,000円	約779,000円～1,025,000円	約934,800円～1,332,500円
ロンドン	約69,000円	約110,000円	約350,000円	約620,000円
シンガポール	約44,000円	約49,000円	約440,000円	約1,120,000円
バンコク	約4,500円	約24,000円	約9,000円～24,000円	約360,000円～480,000円
シドニー	約83,000円以上	約180,000円以上	約486,000円以上	約836,000円以上

*薬代、X線代、検査費は含まれない(バンクーバー、シンガポールを除く)

東京海上日動火災保険株式会社発行「世界の医療と安全」より

※記載データは2019年5月現在のものです。各通貨から円への換算は2019年5月28日のレートで行っております。

ご旅行目的にあわせて様々な特約をご用意しております

本パンフレットP.24～25「補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）」も必ずご確認ください。

1. 旅行変更費用担保特約と2. クルーズ旅行取消費用担保特約の保険料は、旅行出発日（保険期間の始期日）より前に基本となる補償を解約しても返金できません。

1. 旅行変更費用担保特約

保険期間3ヵ月まで

このような方におすすめします

- 急な事情によって、出国前に海外旅行をキャンセルした場合にかかる費用に備えたい方（出国中止費用）
- 旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合にかかる費用に備えたい方（中途帰国費用）

保険金額（旅行変更費用保険金額）と特約保険料

保険金額（旅行変更費用保険金額）の設定方法

旅行代金または帰国便の運賃を目安に設定してください。また、保険期間はP.7～12に記載のご加入タイプでご契約いただく保険期間と合わせてください。なお、ファミリープランは、家族全員分の合計金額を目安に設定してください（保険金額はご家族で共有となります。）。

※保険料領収前もしくは契約日より前にP.24.の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となります。

※①、②のいずれかに該当する場合は中途帰国費用のみ担保特約を必ずセットしてください。

- ① 旅行出発日当日以降にお引受する場合
- ② クルーズ旅行取消費用担保特約をセットしてお引受する場合

（旅行変更費用担保特約） 出国中止費用＋中途帰国費用							
保険金額 保険期間	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円
1日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,700円	4,630円
2日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,710円	4,640円
3日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,780円	3,710円	4,640円
4日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,710円	4,640円
5日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
6日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
7日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
8日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,730円	4,660円
9日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,800円	3,730円	4,660円
10日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,730円	4,670円
11日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円
12日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円
13日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,740円	4,680円
14日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,680円
15日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,690円
17日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,750円	4,690円
19日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,760円	4,700円
21日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,770円	4,710円
23日まで	320円	650円	970円	1,950円	2,920円	3,900円	4,870円
25日まで	340円	670円	1,010円	2,020円	3,040円	4,050円	5,060円
27日まで	350円	700円	1,050円	2,110円	3,160円	4,220円	5,270円
29日まで	370円	730円	1,100円	2,200円	3,290円	4,390円	5,490円
31日まで	380円	770円	1,150円	2,300円	3,450円	4,590円	5,740円
34日まで	390円	780円	1,180円	2,350円	3,530円	4,700円	5,880円
39日まで	420円	850円	1,270円	2,540円	3,820円	5,090円	6,360円
46日まで	460円	910円	1,370円	2,740円	4,110円	5,490円	6,860円
53日まで	490円	980円	1,470円	2,940円	4,400円	5,870円	7,340円
2ヵ月まで	540円	1,070円	1,610円	3,220円	4,830円	6,440円	8,050円
3ヵ月まで	680円	1,370円	2,050円	4,110円	6,160円	8,210円	10,270円

※保険金額は200万円まで設定可能です。詳細は代理店までお問い合わせください。

※企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットする場合は、6ヵ月まで引受可能です。詳細は代理店までお問い合わせください。

2. クルーズ旅行取消費用担保特約

出国中止費用のみ

このような方におすすめします

- 急な事情によって、クルーズ旅行（船舶を利用する企画旅行）※1をキャンセルした場合にかかる以下の費用に備えたい方
 - ・被保険者（保険の対象となる方）が出国を中止したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目で、旅行業者等に支払った費用
 - ・被保険者（保険の対象となる方）が出国を中止したことにより、払い戻しを受けられない渡航手続費（旅行印紙代、査証料、予防接種料等）
- ※1 船舶内の定員4名以下の客室に宿泊される海外旅行が対象となります。
- ※保険料領収前もしくは契約日より前にP.25.の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となる場合があります。

保険金額（クルーズ旅行取消費用保険金額）と特約保険料（保険期間共通）

【保険金額の設定方法】お申し込みのクルーズ旅行契約において、最も高額となる取消料（通常は旅行代金全額）を目安に設定してください。

保険金額	特約保険料	保険金額	特約保険料	保険金額	特約保険料	保険金額	特約保険料
10万円	3,120円	60万円	18,700円	110万円	34,290円	160万円	49,870円
20万円	6,230円	70万円	21,820円	120万円	37,400円	170万円	52,990円
30万円	9,350円	80万円	24,940円	130万円	40,520円	180万円	56,110円
40万円	12,470円	90万円	28,050円	140万円	43,640円	190万円	59,220円
50万円	15,590円	100万円	31,170円	150万円	46,760円	200万円	62,340円

3. 緊急一時帰国費用担保特約

保険期間3ヵ月超

配偶者または2親等以内の親族が危篤で旅行中に急きょ一時帰国した場合などに、被保険者（保険の対象となる方）が負担した費用（往復の航空運賃等の交通費、宿泊施設の客室料および雑費等）を補償します。留学生プランにもセットいただけます。

- ① 海外旅行保険プラスの補償期間が3ヵ月超で、かつ海外渡航（旅行）中の滞在先が確認できる場合に限りセットすることが可能です。
- ② 緊急一時帰国費用保険金の支払い対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付を受けることができる場合は、代理店または引受保険会社へご照会ください。場合によってはセットできないことがありますのでご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先等で給付を受けることができる慶弔規程等の制度が制定される場合は予め、制定されていることをお知りになった場合は遅滞なく代理店または引受保険会社へご連絡ください。

※保険期間は、海外渡航期間（最初の出国手続き完了時から海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続きを完了した時まで）に合わせて設定してください。

保険金額(ご契約金額)		40万円		70万円		100万円	
払い込みいただく保険料		ご本人のみ	帯同家族を含む場合	ご本人のみ	帯同家族を含む場合	ご本人のみ	帯同家族を含む場合
	保険期間 4か月まで	9,060円	19,030円	15,860円	33,300円	22,660円	47,580円
	5か月まで	10,500円	22,060円	18,380円	38,600円	26,260円	55,150円
	6か月まで	11,950円	25,090円	20,900円	43,900円	29,860円	62,710円
	7か月まで	13,390円	28,110円	23,430円	49,200円	33,470円	70,290円
	8か月まで	14,830円	31,140円	25,950円	54,500円	37,070円	77,850円
	9か月まで	16,270円	34,170円	28,470円	59,800円	40,680円	85,420円
	10か月まで	17,710円	37,200円	31,000円	65,090円	44,280円	92,990円
	11か月まで	19,150円	40,220円	33,520円	70,390円	47,890円	100,560円
1年まで	20,600円	43,250円	36,040円	75,690円	51,490円	108,130円	

※上記保険料は加入者が個人の場合となります。加入者が法人（個人事業主を含む）の場合は上記保険料と異なります。

4. 一時帰国中担保特約

保険期間3ヵ月超は自動付帯

- 本特約により一時帰国中および再出発後の旅行行程中も同様に補償されます。
- 保険期間3ヵ月超の契約については、「一時帰国中担保特約」が割増保険料なしで自動セットされ、被保険者証に表示されます。保険期間31日超3ヵ月以内のご契約の場合は、申込書の一時帰国中担保特約欄に○印をご記入いただくことで、本特約を付帯できます。（追加保険料はかかりません。）お電話でお申し込みの場合は、ご相談ください。
- 一時帰国中の事故が補償される項目は右記の通りです。傷害死亡、傷害後遺障害、治療・救済費用、疾病死亡、賠償責任、留学生賠償責任

5. 特別危険担保特約／職業危険担保割増

- ① 次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。
 - ・旅行先でビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
 - ・旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です）
 - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
- ② 次のような場合には、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
 - ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合
- ③ 保険料につきましては、運動やお仕事の内容によって変わりますので、代理店までお問い合わせください。

補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 **31** 日まで

保険期間 **31** 日超

共通の補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

旅先で
ケガをして

傷害死亡 保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生日からその日を含めて**180日以内に**死亡された場合(事故によりたちに死亡された場合を含みます。)

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生日からその日を含めて**180日以内に**身体に後遺障害が生じた場合

傷害後遺障害 保険金

治療費用部分

お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*5により、旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合

救援費用部分

お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて**180日以内に**死亡された場合(事故によりたちに死亡された場合を含みます。)
- ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)(〈個人プラン〉〈留学生プラン〉の場合は**3日以上*6**続けて入院された場合)
- ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合
- ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて**30日以内に**死亡された場合
- ⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合等

*6 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b. の費用がお支払いの対象となり、c. はお支払いの対象となりません。
a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用

お支払いする場合

- ①海外旅行中に病気で死亡された場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて**30日以内に**死亡された場合
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*13により、旅行終了日からその日を含めて**30日以内に**死亡された場合

「海外旅行中」とは

保険期間中、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。
※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

お支払い額

(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%～100%*2
※保険期間を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が満70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。

お支払い額

下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて**180日以内に**必要となった費用に限り、ます。)

※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。

- ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。)
- ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費
- ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ)
- ④入院のため必要になった a. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。)
- ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)
- ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用
- ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*7の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額

- ①捜索救助費用
- ②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された保険の対象となる方1名について救援者3名分まで)*10
- ③救援者の宿泊施設の客室料(被災された保険の対象となる方1名について救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで)*10
- ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費*10*11、保険の対象となる方の現地での諸雑費*11(〈個人プラン〉〈留学生プラン〉の場合は合計で20万円、〈ファミリープラン〉の場合は合計で40万円まで)
- ⑤現地からの移送費用*10*11*12
- ⑥遺体処理費用(被災された保険の対象となる方1名について100万円まで)*10
- ⑦(〈ファミリープラン〉のみ)保険の対象となる方の旅行行程離脱後、ご家族(他の保険の対象となる方)が当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊施設の客室料(14日分まで)*12

b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用

c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分

お支払い額

疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

- たとえば、
- ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失
 - ②保険金受取人の故意または重大な過失
 - ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*1
 - ④放射線照射、放射能汚染
 - ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
 - ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為
 - ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
 - ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
 - ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

- 上記①～④、⑥に加え、たとえば
- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故
 - ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用
 - ・歯科疾病
 - ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
 - ・海外旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。)
 - ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
 - ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
 - ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)



- 上記①～④、⑥に加え、たとえば、
- ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症
 - ・歯科疾病
 - ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

*3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り、ます。

*4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症をいいます。

*5 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。

*7 6親等内の血族、配偶者*8または3親等内の姻族をいいます。

*8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、ます。婚姻とは異なります。)

①婚姻意思*9を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

*10 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して3日以上*6入院された場合に限りお支払いの対象となります。

*11 治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。

*12 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は差し引きます。

*13 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

「海外旅行中」とは
保険期間中、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。



保険期間 31 日まで

保険期間 31 日超

共通の補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

他人にケガ等を
させて



賠償責任
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*1を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

- *1 次に掲げる損害を含みます。
- ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
 - ・居住施設内の部屋、部屋内の動産(部屋外における居住施設のキーを含みます。)に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
 - ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方がその旅行のために直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害

お支払いする場合

海外旅行中に携行品*7が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあつて損害を受けた場合

*7 携行品とは？

保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り*8、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。自動車・原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジオ模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、小切手、現金、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物等は含みません。また、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含みません。

*8 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

お支払いする場合

- ① 出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から6時間以内に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合
- ② 乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後6時間以内にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地もしくは目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合

お支払いする場合

- ① 出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できず、ホテル代や食事代等の費用を負担した場合
- ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、かつ乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できず、ホテル代や食事代等の費用を負担した場合

*遅延等に伴って追加負担したまたは払い戻しを受けられない合理的な費用等に限り、また、*渡航先での各種サービス取消料を除き、契約日から代替機着陸後24時間を経過するまでの間に負担した費用に限り、また、

お支払い額

損害賠償金の額

- *1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
- *損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め東京海上日動にご相談ください。
- *損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
- *保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。

お支払い額

(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*9

- *乗車券等は合計で5万円を限度とします。
- *旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。
- *お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。
- ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不審による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。
- *損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

*9 損害額とは？

損害が生じた携行品の時価額*10とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*10のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限り、交通費、宿泊施設の客室料も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。

*10 時価額とは？

再取得価額*11から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。

*11 再取得価額とは？

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

1回の事故につき3万円(定額)をお支払いします。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

お支払い額

1回の事故について、保険の対象となる方が負担した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	上記以外の費用(交通費・食事代・渡航先での各種サービス取消料等)	1万円

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

保険期間 31 日まで

のみの補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

海外旅行開始前に
治療を受けたことが
ある病気が
急激に悪化して



疾病に関する
応急治療・
救援費用担保
特約に係る
治療・救援費用
保険金

■治療費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*14により医師の治療を受けた場合

■救援費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*14により入院された場合(個人プラン)〈留学生プラン〉の場合は3日以上*15続けて入院された場合

*15 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

*16 被災された保険の対象となる方の入院の場合は、継続して3日以上*15入院された場合に限りお支払いの対象となります。

*治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

*14 症状の急激な悪化とは？

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

*対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。

お支払い額

実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*4の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額

たとえば

救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された保険の対象となる方1名について救援者3名分まで)*16

救援者の宿泊施設の客室料(被災された保険の対象となる方1名について救援者3名分かつ救援者1名について14日分まで)*16

*保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円が限度となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額を限度とします。

*海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限り、また、住居(保険の対象となる方が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

たとえば、

- ・海外旅行終了後に治療を開始した場合
- ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
- ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診療の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
- ・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用たとえば
 - ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用
 - ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
 - ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
 - ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
 - ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用
 - ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
 - ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
 - ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
 - ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

*4 6親等内の血族、配偶者*5または3親等内の姻族をいいます。

*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)

①婚姻意思*6を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

留学生プラン

「海外旅行中」とは 保険期間中で、かつ保険の対象となる方が海外への留学またはワーキング・ホリデーの目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

ご注意 留学生賠償責任保険金、留学生生活用動産損害保険金、留学継続費用保険金については現地での保険金支払いができません。保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。日本にて保険金請求の手続きをお願いします。



保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
留学生賠償責任保険金	お支払いする場合 海外旅行中の偶然な事故により、日常生活に起因する事故、または住宅*1の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*2を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 *1 住宅とは？ 保険の対象となる方の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。 *2 レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方がその旅行のために直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設に与えた損害*3を含みます。 *3 居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。 部屋の場合 部屋(部屋内の動産および部屋外における居住施設のキーを含みます。に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、留学または旅行の目的のために供される居住施設の部屋に与えた以下の損害に限りします。 ①火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害 ②漏水、放水またはあふれ水による水漏れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 部屋以外の場合 火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水漏れによる損害。ただし、留学または旅行の目的のために供される居住施設に与えた損害に限りします。	お支払い額 損害賠償金の額 ※ 1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め東京海上日動にご相談ください。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	たとえば、 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変*4 ②放射線照射、放射能汚染 ③ご契約者または保険の対象となる方の故意 ④職務遂行またはアルバイト業務に関する(仕事上の)賠償責任 ⑤航空機、船舶*5、車両*6、銃器(空気銃を除きます。の)所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑥受託品に関する賠償責任(*2で定める物はお支払いの対象になります。) ⑦親族*7に対する賠償責任 *4 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。 *5 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *6 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等は お支払いの対象となります。
	お支払いする場合 海外旅行中に生活用動産*10が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 *10 生活用動産とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りた*11カメラ、カバン、衣類等の携行品または保険の対象となる方の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。 自動車・原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、小切手、現金、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)、動物や植物等の生物、データプログラム等の無体物等および別送品は含みません。 *11 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。	お支払い額 (携行品または宿泊・居住施設保管中の物1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*12 ※ 乗車船券、航空券等については合計5万円を限度とします。 ※ 旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※ 同一保険年度内の事故に対して、留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。 *12 損害額とは？ 損害が生じた生活用動産の時価額*13とし、修繕可能な場合は修繕費と時価額*13のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限りします。交通費、宿泊施設の客室料も含みます。)、乗車船券、航空券等についてはその乗車船券、航空券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。 *13 時価額とは、再取得価額*14から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *14 再取得価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。	上記①②に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方、保険金受取人の故意または重大な過失 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害 ・携行品の置き忘れまたは紛失*15 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。) ・ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の損壊*16 ・温度変化・湿度変化によって生じた損害、管球類に生じた損害、液体の流出*16 *15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *16 火災、落雷、爆発や台風、豪雨等の風水災または盗難等による損害はお支払いの対象となります。
留学生生活用動産損害保険金	お支払いする場合 海外の学校*17に在籍中、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18が、死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)、または、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18の身体に重度後遺障害が生じた場合 *17 学校とは？ 一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留學生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。	お支払い額 扶養者*18が左記の状態となった時から予定留学終了時までその年数*19に留学継続費用保険金額を乗じた額 *18 扶養者とは？ 保険の対象となる方の親族*7のうち保険の対象となる方の留学費用を主として負担している方をいいます。 *19 1年に満たない場合または1年未満の端日数が生じた場合は、1年を365日として計算した割合により保険金の額を決定します。	上記①②に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者*18の故意または重大な過失 ・扶養者*18のけんかや自殺行為・犯罪行為 ・扶養者*18の無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故 ・扶養者*18の脳疾患、疾病、心神喪失や妊娠、出産、早産、流産 ・保険の対象となる方が海外の学校に在籍する学生・生徒でない場合 ・扶養者*18が保険の対象となる方を扶養していない場合
	お支払いする場合 海外の学校*17に在籍中、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18が、死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)、または、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18の身体に重度後遺障害が生じた場合 *17 学校とは？ 一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留學生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。	お支払い額 扶養者*18が左記の状態となった時から予定留学終了時までその年数*19に留学継続費用保険金額を乗じた額 *18 扶養者とは？ 保険の対象となる方の親族*7のうち保険の対象となる方の留学費用を主として負担している方をいいます。 *19 1年に満たない場合または1年未満の端日数が生じた場合は、1年を365日として計算した割合により保険金の額を決定します。	上記①②に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者*18の故意または重大な過失 ・扶養者*18のけんかや自殺行為・犯罪行為 ・扶養者*18の無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故 ・扶養者*18の脳疾患、疾病、心神喪失や妊娠、出産、早産、流産 ・保険の対象となる方が海外の学校に在籍する学生・生徒でない場合 ・扶養者*18が保険の対象となる方を扶養していない場合
留学継続費用保険金(留學生の場合のみ)	お支払いする場合 海外の学校*17に在籍中、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18が、死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)、または、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18の身体に重度後遺障害が生じた場合 *17 学校とは？ 一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留學生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。	お支払い額 扶養者*18が左記の状態となった時から予定留学終了時までその年数*19に留学継続費用保険金額を乗じた額 *18 扶養者とは？ 保険の対象となる方の親族*7のうち保険の対象となる方の留学費用を主として負担している方をいいます。 *19 1年に満たない場合または1年未満の端日数が生じた場合は、1年を365日として計算した割合により保険金の額を決定します。	上記①②に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者*18の故意または重大な過失 ・扶養者*18のけんかや自殺行為・犯罪行為 ・扶養者*18の無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故 ・扶養者*18の脳疾患、疾病、心神喪失や妊娠、出産、早産、流産 ・保険の対象となる方が海外の学校に在籍する学生・生徒でない場合 ・扶養者*18が保険の対象となる方を扶養していない場合

- *7 6親等内の血族、配偶者*8または3親等内の姻族をいいます。
- *8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。婚姻とは異なります。)。
 - ①婚姻意思*9を有すること
 - ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

「旅行変更費用」についてのご注意

- 保険料領収前もしくはご契約された日より前下表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となります。
- ①旅行変更費用保険金額は、旅行代金または帰国便の運賃を目安に設定してください。
- ②旅行変更費用担保特約は、ご契約された日の翌日午前0時から補償を開始します。
したがって、旅行出発日(保険期間の始期日)より前に解約された場合でも本特約部分の保険料をお返しすることはできません。
- ③海外旅行が催行中止となった場合等*1には、保険料の全額をお返しすることができる場合があります。
- ④「中途帰国費用のみ担保特約」をセットいただくことで、補償範囲を中途帰国した場合のみに限定することが可能です。なお、旅行出発日当日以降にご契約された場合は、「中途帰国費用のみ担保特約」を必ずセットいただきます。
- *1 海外旅行が催行中止となった場合であっても、保険の対象となる方が渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料等)を負担しているケース等で、既に保険金をお支払いしている場合には、保険料をお返しすることはできません。

保険期間 3 か月まで *2のみの補償

旅行変更費用担保特約

急な事情によって、旅行をキャンセルして



保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
お支払いする場合 次のような事由により出国を中止された場合または海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合 ①死亡・危篤…保険の対象となる方もしくは同行予約者*3(保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。)または保険の対象となる方等の配偶者*4もしくは3親等内のご親族が死亡された場合または危篤となられた場合 ②入院 (1) 保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合(出国前の場合は継続して3日以上*6の入院に限りします。) (2) 保険の対象となる方等の配偶者*4または2親等内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合 ③遭難…保険の対象となる方等が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または保険の対象となる方等がビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難された場合 ④救助…急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態になったと警察等の公的機関によって確認された場合 ⑤火災等…保険の対象となる方等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合 ⑥裁判…保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所に出席される場合 ⑦地震・テロ行為等…保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、内乱、暴動またはテロ行為 等 ・運送・宿泊機関等の事故または火災 ・渡航先に対する退避勧告等の発出 ⑧感染症等… 保険の対象となる方等に対して日本または外国の官公署の命令が発せられた場合 保険の対象となる方等に対して外国の出入国規制が発せられた場合 保険の対象となる方等が感染症に感染し医師等の指示により医療施設に隔離された場合 等 ⑨避難指示…保険の対象となる方等に対して災害対策基本法に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合 *3 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方に同行される方をいいます。 *6 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。	お支払い額 ご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用*7を、旅行変更費用保険金額を限度にその費用の負担者にお支払いします。 ●出国中止費用 出国中止したことにより支払った次の費用 ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用 ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用 等 ●中途帰国費用 ①企画旅行の場合 旅行変更 旅行日程のうち、 費用保険 × 中途帰国した以後の日数 金額*8 旅行日程の日数 = 保険金*9 ②企画旅行以外の場合 中途帰国したことにより支払った次の費用*9 ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用 ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用 等 *7 いずれも今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受けられる額および出国中止または中途帰国した後でも使用できるものに対する費用を除きます。 *8 旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。 *9 次の費用の方が大きい場合は、次の費用をお支払いします。 ・中途帰国のための航空運賃等交通費 ・中途帰国の行程における宿泊費(14日分を限度とし、負担することを予定していた金額等を除きます。)および国際電話料等通信費等の諸雑費(合計して20万円まで)	①たとえば、次のような事由により、左記「保険金をお支払いする主な場合」の①～⑤のいずれかが生じたことにより負担した費用 ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失 ・保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*10 ・日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波 ・放射線照射、放射能汚染 等 ②次の事由による入院 ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的に他覚所見のないもの ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 ③次の事由による死亡・危篤または入院 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間に生じたケガまたは病気 ④保険料領収前またはご契約された日より前に以下のいずれかの事由に該当した場合 ・「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合 ・保険の対象となる方等について、①死亡・危篤、②入院の原因*11もしくは③感染症等の原因*12が生じていた場合 等 *10 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。 *11 死亡・危篤、入院の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。 *12 隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。

保険期間 3 か月超 のみの補償

緊急一時帰国費用担保特約

旅先から一時的に帰国して



保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
お支払いする場合 保険の対象となる方が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。)に、保険の対象となる方の配偶者*4もしくは2親等内の親族の死亡、危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、保険の対象となる方が一時帰国した場合 ※上記の原因が生じた日からその日を含めて10日を経過した日までに一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて30日以内に再び海外の滞在地に戻られた場合に限りします。 同一原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者*4・同一の2親等内の親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国よりその日を含めて30日以内に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金お支払いの対象となります。 ※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。	お支払い額 ご契約者または保険の対象となる方が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額 ※1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。 ①往復の航空運賃等の交通費 ②一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および諸雑費(国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等)。ただし、1回の一時帰国について、合計して20万円を限度とします。 ※ご契約者または保険の対象となる方が勤務先の雇用規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額になります。	P. 20に記載の①、②に加え、たとえば、 ・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合

- *2 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間6ヵ月までのお引受けが可能です。保険期間3ヵ月超の保険料は裏表紙に記載の保険グループまでお問い合わせください。
- *4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。婚姻とは異なります。)。
 - ①婚姻意思*5を有すること
 - ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

クルーズ旅行取消費用担保特約

- ✓ 保険料領収前もしくはご契約された日以前に下表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となる場合があります。
- ✓ クルーズ旅行取消費用担保特約（以下「本特約」）は、ご契約された日の翌日午前0時から補償を開始します。
したがって、旅行出発日（保険期間の始期日）より前に解約された場合でも本特約部分の保険料をお返しすることはできません。
- ✓ クルーズ旅行が催行中止となった場合等*1には、保険料の全額をお返しすることができる場合があります。
- ✓ 本特約は、本パンフレット記載のご加入タイプとあわせてお申し込みください（本特約のみでのお申し込みはできません）

*1 クルーズ旅行が催行中止となった場合であっても、被保険者（保険の対象となる方）が渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）を負担しているケース等で、既に保険金をお支払いしている場合には、保険料をお返しすることはできません。

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いする主な場合	左記「保険金をお支払いする主な場合」①～⑥の対象となる方			
	a. 保険の 対象となる 方ご本人	b. 同室 予約者 *2	aまたは bの 配偶者 *2*3*4	aまたは bの ご親族 *2*3
①死亡または危篤	○	○	○	○ 3親等内に限る
②ケガまたは病気を原因とした右記（ ）の日数以上継続した入院	○ (3日)	○ (3日)	○ (7日)	○(7日) 2親等内に限る
③ケガまたは病気を原因とした医師からの出国中止の指示	○	○	×	×
④居住建物または居住建物内に収容される家財の火災、風災または水災等による100万円以上の損害発生	○	○	×	×
⑤証人または評価人としての裁判所への出頭	○	○	×	×
⑥災害対策基本法に基づく公的機関からの避難指示等	○	×	×	×

- *2 「同室予約者」とは、保険の対象となる方と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ保険の対象となる方と同一の船舶内の客室に宿泊予約している方をいいます。ただし、定員4名以下の客室を予約している場合に限りです。
- *3 保険の対象となる方または同室予約者との続柄は、上表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当した時におけるものとします。ただし、上表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当した日からその日を含めて30日以内に保険の対象となる方が婚姻の届出をした場合は保険の対象となる方の配偶者とみなします。
- *4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。）。①婚姻意思*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *5 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたって継続する意思をいいます。

保険金のお支払い額

出国を中止されたことによってご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人が負担した次の費用*6を保険金額（クルーズ旅行取消費用保険金額）を限度にその費用の負担者にお支払いします。

- ・取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目で旅行業者等との契約上払戻しを受けられない費用または支払が必要な費用
- ・渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）として払戻しを受けられない費用または支払が必要な費用*7

*6 既に保険の対象となる方が提供を受けた運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの対価は含まれません。

*7 出国を中止した後でも使用できるものに対する費用を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

たとえば、

- 次のような事由により、左記の「保険金をお支払いする主な場合」の①から④のいずれかに該当したことにより負担した費用
- ・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失
- ・保険金受取人の故意または重大な過失
- ・保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*8
- ・放射線照射、放射能汚染 等
- 次のような事由により、左記の「保険金をお支払いする主な場合」の②または③に該当したことにより負担した費用
- ・妊娠、出産、早産、流産および不妊症
- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- 次のような事由により、左記の「保険金をお支払いする主な場合」の①から③に該当したことにより負担した費用
- ・山岳登山*9、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間に生じたケガまたは病気等
- 保険料領収前またはご契約された日以前に以下のいずれかの事由に該当した場合
- ・左記の「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合
- ・保険の対象となる方または同室予約者について①死亡・危篤、②入院の原因*10もしくは③医師からの出国中止の指示の原因*11が生じていた場合
- *8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
- *9 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- *10 死亡・危篤・入院の直接の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。
- *11 医師からの出国中止の指示の直接の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。

海外旅行保険にご加入いただく皆様へ

海外旅行保険 重要事項説明書

本説明書は「海外旅行保険」の重要事項説明書です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
ご契約者*1と保険の対象となる方が異なる場合は、本内容をご契約者から保険の対象となる方全員にご説明ください。

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

※ご契約・ご加入方法によってはお選びいただけない特約等があります。

※本説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご参照ください。

※普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）にてご参照いただけます。

〔マークのご説明〕

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項



用語の解説

本説明書で用いる用語の解説

ご契約者	保険契約の当事者（保険料を払い込みいただく方）であり、保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。
特約	普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特約だけで契約することはできません。
解約	ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より解約に必要な手続きをとっていただきます。
解除	東京海上日動からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1 海外旅行保険の仕組み

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、病気の発病、携行品の破損といった様々な事故に対して保険金をお支払いします。

* 海外に永住される方や帰国予定のない方を保険の対象となる方とすることはできません。

基本となる補償およびその他の主な特約は以下のとおりです。

基本となる補償	その他の主な特約（オプション）			
ケガや病気の補償	病気等の補償	疾病死亡保険金支払特約	疾病に関する応急治療・救済費用担保特約	
傷害死亡保険金支払特約	身の回り品等に関する補償	携行品損害担保特約		留学生生活用財産損害担保特約
傷害後遺障害保険金支払特約*2	賠償責任に関する補償	賠償責任危険担保特約		留学生賠償責任危険担保特約
治療・救済費用担保特約	その他の補償等	航空機寄託手荷物遅延等費用担保特約	航空機遅延費用等担保特約	中途帰国費用のみ担保特約
		緊急一時帰国費用担保特約	特別危険担保特約	家族旅行特約
			留学継続費用担保特約	家族緊急一時帰国費用追加担保特約

+

制裁等に関する特約 自動セット

戦争危険等免責に関する一部修正特約 自動セット

一時帰国中担保特約*3 自動セット

*1 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が満70歳以上のご契約は、後遺障害等級限定補償特約が自動セットされます*3（詳細はP.27下段の*4をご確認ください。）。

*3 ご契約の内容によってはセットされない場合があります。

基本となる補償および保険金額等の引受条件等

① 基本となる補償



- 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご参照ください。

※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ▶ 傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	・ご契約者・保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失 ・保険の対象となる方の自殺行為・犯罪行為・闘争行為 ・無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・海外旅行開始前、終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気による治療費用^{*1} ・妊娠・出産・早産・流産またはこれらが原因の病気および不妊症、歯科疾病による治療費用 ・日本国外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療費用 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変^{*2} ・放射線照射、放射能汚染 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ^{*3}
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶ (後遺障害の程度に応じて) 傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ^{*4} ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
治療・救援費用保険金	治療費用部分 ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ② 海外旅行開始後に発病した病気 ^{*5} により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症 ^{*6*} により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ▶ 実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。 ※ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限りです。 救援費用部分 ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ② 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上 ^{*8} 続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③ 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④ 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤ 海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等 ▶ ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族 ^{*9} の方が実際に支出した親族 ^{*9} のかけつけ費用等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。 治療費用部分・救援費用部分共通 お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。	等 ^{*1} 疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセットされている場合で、同特約でお支払いの対象となるときを除きます。 ^{*2} 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為は保険金のお支払対象となります。 ^{*3} 特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります(インターネットでお手続きの場合は代理店または東京海上日動までご連絡ください。)。

^{*4} 始期日における保険の対象となる方の年齢が満70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。

^{*5} 海外旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。

^{*6} 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症をいいます。

^{*7} 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。

^{*8} 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

^{*9} 6親等以内の血族、配偶者^{*10}または3親等以内の姻族をいいます。

^{*10} 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)。
a. 婚姻意思^{*11}を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

^{*11} 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

② 主な特約の概要



賠償責任危険担保特約	海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 ▶ 損害賠償金の額をお支払いします。 ※ 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。
携行品損害担保特約	海外旅行中に携行品 ^{*12} が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 ▶ 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計で5万円、旅券については1回の保険事故について5万円)を限度とした損害額をお支払いします。 ※ 損害額は損害が生じた携行品の時価額 ^{*13} とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額 ^{*13} のいずれか低い方とします。 ※ お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。 ^{*12} カメラ、カバン、衣類等保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りた身の回り品 ^{*14} をいい、自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンパクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、小切手、現金、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物等は含みません。また、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。 ^{*13} 再取得価額 ^{*15} から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 ^{*14} この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。 ^{*15} 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

※ 特約の詳細および本説明書に記載のない特約については「海外旅行保険普通保険約款および特約」等をご参照ください。

③ 補償の重複に関するご注意



- 賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*16}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご検討ください。^{*17}

^{*16} 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

^{*17} 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

※ 補償の重複に関する確認のため、東京海上日動は他のご契約の代理店に本契約に関する情報を提供することがあります。

④ 保険金額等の引受条件



保険金額等は原則として契約タイプの中からお選びください。

- 各保険金額とも引受けの限度額があります。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が始期日時時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合にはご注意ください。
- 実際にお客様がご加入される保険金額については、申込書等をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期



- 保険期間：旅行期間にあわせて、最長2年までの間で設定してください。
 - この保険では、旅行期間とは海外旅行のために住居を出発してから住居に帰るまでをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
 - 交通機関が遅延、欠航・運休または到着地変更をした場合、保険の対象となる方が医師の治療を受けられた場合等には、一定の期間を限度として、保険期間が延長されることがあります。
 - 実際にお客様がご加入される保険期間については、申込書等をご確認ください。
- 補償の開始時期：保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時^{*18}
- 補償の終了時期：保険期間(保険のご契約期間)の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。

^{*18} セットされる特約によっては異なる場合があります。^{*19}

また、保険期間が始まった後であっても、以下の損害等に対しては保険金をお支払いできません。
 ・ ご契約の代理店または東京海上日動が保険料を領収する前に生じた事故による損害等
 ・ クレジットカードのご利用代金の引落としができなかった場合で、別途ご請求させていただく保険料を東京海上日動が領収する前に生じた事故による損害等

^{*19} 旅行変更費用担保特約、クルーズ旅行取消費費用担保特約の補償は、保険契約日^{*20}の翌日の午前0時に開始します。

^{*20} 包括契約に関する特約をセットし、加入者が保険加入申込を行う契約の場合は、「加入日」と読み替えます。

保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

保険料は保険の対象となる方の年齢・保険金額・保険期間・旅行中に行う運動等により決定されます。実際にお客様に払い込みいただく保険料については、申込書等をご確認ください。

② 保険料の払込方法

保険料の払込方法は特定の特約をセットした場合を除き、ご加入と同時に全額を払い込む「一時払」となります。なお、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険料の払込方法等が一般のご契約とは異なりますので、詳細については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

お申込み手続きを行われるご契約については、クレジットカードでの払い込みが必要となることがあります。

満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

契約締結時におけるご注意事項

告知義務



申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

★	● 保険の対象となる方の生年月日 ● 他の保険契約等*1を締結されている場合には、その内容(同時に申込む契約を含みます。)
☆	海外旅行中にお仕事に従事する場合には、その内容

*1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

クーリングオフ(クーリングオフ説明書)



保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解約(クーリングオフ)を行うことができます。

クーリングオフされた場合には、既に払い込みいただいた保険料はご契約者にお返しします。東京海上日動およびご契約の代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

※ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日から解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

<記入例>

下記の保険契約を クーリングオフします。 申込人住所 氏名 () 電話 自宅 () 勤務先 () ・申込日： ・保険種類：海外旅行保険 ・証券番号*2(または契約証番号)： ・ご契約の営業店： ・ご契約の代理店：	郵便はがき 812-8684 クーリングオフ受付係 東京海上日動火災保険株式会社 大博通リビシナスセンター2階 東京海上日動火災保険株式会社 事務アウトソーシング(株)内
---	---

*2 申込書等の控の右上に記載しております。

【クーリングオフの受付期間・通知方法】

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはこの説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。弊社宛に必ず郵便(消印有効。普通便で可。)または弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)経由(発信日有効)で通知ください(ご契約を申し込まれた代理店では受け付けることができません。)

【クーリングオフできない場合】

- 保険期間が1年または1年に満たないご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約

死亡保険金受取人



- 死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください。同意のないままにご加入された場合、保険契約は無効となります。
- 企業等がご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を保険の対象となる方とするとご契約については、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

契約締結後におけるご注意事項

通知義務等



【通知事項】

申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は以下の事項となります。

海外旅行中に従事するお仕事の内容が変わる場合*1は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

*1 下記のお仕事に変更となる場合には、東京海上日動からご案内するご契約内容に変更いただいたり、ご契約を解除させていただきますことがあります。詳細はご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
・プロボクサー、プロキックボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事

【その他ご連絡いただきたい事項】(以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますので、ご連絡ください。)

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なく代理店または東京海上日動までご連絡ください。

解約されるとき

ご加入いただく保険を解約される場合は、ご契約の代理店または東京海上日動にご連絡いただき、書面での手続きが必要です。

- 包括契約に関する特約をセットした契約については、ご加入者よりご契約者へご連絡いただき、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。
- 契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、旅行期間終了までご契約はぜひ継続されることをご検討ください。

保険の対象となる方からのお申出による解約



保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は東京海上日動に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 東京海上日動と東京海上グループ各社または東京海上日動の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥ 保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を保険の対象となる方とするとご契約で、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合について、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合には、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

- 自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
- ※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては東京海上日動ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/）をご確認ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^{*1}まで補償されます。
- ^{*1} 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

5 その他契約締結に関するご注意事項

- 東京海上日動代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動代理店との間で有効に成立したご契約につきましては東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 留学等をされる場合で、保険証券、保険契約証または被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または東京海上日動までお申し出ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または東京海上日動に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または東京海上日動に到着しなかった場合は、後日お申込み手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を保険の対象となる方とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - 住民票、戸籍謄本等の保険の対象となる方または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 保険の対象となる方に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方の代理人がいない場合は、保険の対象となる方の配偶者^{*2}または3親等内のご親族^{*3}（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
 - ^{*2} 法律上の配偶者に限ります。
 - ^{*3} 法律上の親族に限ります。
- 「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金に関するご注意」
キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

ご契約内容確認事項（意向把握・確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様の希望に沿った内容であること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

- ① **本保険商品は、海外旅行中のケガや病気を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。**
- ② **パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。**
- ③ **ご加入される保険が以下の点でお客様の希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動までお申し出ください。**
 - 保険金をお支払いする主な場合^{*}
 - 保険期間（保険のご契約期間。最長2年までの間で旅行期間に合わせて設定してください。）^{*}
 - 保険金額（ご契約金額）^{*}
 - 保険料^{*}
- ④ **申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書等の訂正が必要となりますので、代理店または東京海上日動までお申し出ください。**
 - 申込書等の「他の保険契約等の有無」欄は正しく告知いただいていますか？
 - 『家族旅行特約をセットする場合のみ』ご確認ください。^{*}
 - 保険の対象となる方の範囲についてご確認ください。
 - 『海外旅行中にお仕事に従事される方のみ』ご確認ください。
 - 申込書等の「海外旅行中に従事する職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？
 - 『旅行中に下記の運動等を行う場合のみ』ご確認ください。
 - 下記の運動等を行うことについて、代理店または東京海上日動にお申し出いただきましたか？

下記の運動等を行っている間の事故は、保険金お支払いの対象外となります（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただくことにより、対象とすることができます。）。

 - 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
 - リュージュ、ボブスレー、スケルトン
 - 航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）操縦（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
 - スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 - 自動車等の乗用具による競技・試運転等
 - その他これらに類する危険な運動
- ⑤ **重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認くださいか？**
お客様にとって不利益となる情報や、「保険金をお支払いしない主な場合」「告知義務」「通知義務」等が記載されていますので必ずご確認ください。

^{*} 詳細については重要事項説明書、パンフレット等をご確認ください。また、実際のお客様のご加入内容については申込書等をご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望等は
金融法人部 営業第二室にて承ります。

保険に関するご不満・ご要望等（国内から）

 **03-6704-4066**

受付時間：平 日 午前9時～午後5時
（年末年始を除きます。）

事故のご連絡に関するご相談（海外から）

東京海上日動海外総合サポートデスクでは、ご旅行中に病気やケガ、携行品の破損等の様々なトラブルが生じた場合に、担当スタッフが各種相談に日本語でお応えします。全世界からのお電話を受け付けます。ご利用の詳細につきましては、保険証券、保険契約証または被保険者証とセットでお渡しいたします「海外旅行保険あんしんガイドブック」の該当ページをご確認ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
（<https://www.sonpo.or.jp/>）

03-4332-5241（全国共通）

受付時間：午前9時15分～午後5時
（土日祝・年末・年始を除きます。）

MEMO

MEMO

ご加入に関するご注意を記載しております。
ご加入の前に必ずご確認ください。

ご加入に関するご注意

①帰国予定

帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者(保険の対象となる方)とする保険契約はお申し込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

②旅行先での運動

次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- ・旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
- ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

③旅行先でのお仕事

次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング、プロレスリング等)に従事される場合

④補償の重複について

- ・賠償責任危険担保特約、治療・救済費用担保特約等をご契約される場合で、被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがございます。
- ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合がございます。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2
- ・補償の重複に関する確認のため、東京海上日動は他のご契約の代理店に本契約に関する情報を提供することがあります。

*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動火災保険(株)以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがございますので、ご注意ください。

⑤被保険者証について

代理店または東京海上日動火災保険(株)にてご加入のお手続きをされたにもかかわらず、被保険者証が旅行出発前にとどかない場合は、お手数ながら代理店または東京海上日動火災保険(株)へお問い合わせください。なお、被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がございますので、お早めにお申し込みをお願いします。

⑥留学先、ワーキング・ホリデー先から保険加入を求められている場合について

留学先、ワーキング・ホリデー先によっては、日本の保険会社で加入された海外旅行保険とは別に、現地の医療保険等への加入が義務付けられる場合があります。また、補償の範囲や補償の金額(保険金額)に一定の基準を設けていることがあり、東京海上日動火災保険(株)の海外旅行保険ではこの基準を満たさない場合があります。お客様ご自身で基準をご確認いただいたうえで、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

素敵な海外旅行になりますように、お気をつけてお出かけください。

この保険は三井住友トラストクラブ株式会社を保険契約者とし、カード会員等の中で保険加入された方を被保険者(保険の対象となる方)とする海外旅行保険一般包括任意付保契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として、保険契約者が有します。

ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご用意しておりますので、必要に応じてご確認ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者(保険の対象となる方)全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■お問い合わせ先
取扱代理店

三井住友トラストクラブ株式会社

〒104-6035 東京都中央区晴海1-8-10
トリトンスクエアX棟

■引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

[担当] 金融法人部営業第二室 03(6704)4066

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-4 常盤橋タワー33階
営業時間:平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)

「海外旅行保険 プラス」に関するお申し込み・お問い合わせ

三井住友トラストクラブ 保険グループまで

0120-369-529

月～金 9:00～17:00 / 土・日・祝・12/30～1/3休

海外からは

81-3-6852-0919

※コレクトコールをご利用ください。